

不適切文書作成に関する調査特別委員会

< 10 月 31 日 >

平成30年石岡市議会
不適切文書作成に関する調査特別委員会会議録

平成30年10月31日（水曜日）午前10時00分開会

本日の会議に付した案件

- 1 証人尋問について
- 2 その他

出席委員 9名

委員長	山本 進 君	委員	石橋 保卓 君
副委員長	関口 忠男 君	委員	川井 幸一 君
委員	村上 泰道 君	委員	大和田 寛樹 君
委員	谷田川 泰 君	委員	新田 茜 君
委員	勝村 孝行 君		

欠席委員 0名

法第100条第1項により出頭した証人

出し山地区
青年会会長 ○ ○ ○ ○ 君

議会事務局職員出席者

局長	鈴木 幸治 君	課長補佐	木崎 憲一 君
庶務議事課長	中山 善正 君	主任	塚本 志保 君

平成30年10月31日（水曜日）

午前10時00分開会

○委員長（山本 進君） おはようございます。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより不適切文書作成に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日の議題につきましては、証人尋問について及びその他であります。

なお、傍聴者及び報道関係の皆様申し上げます。会議中は撮影、録音はできませんので、ご了承願います。また、会議中は厳に私語を慎み静粛に願います。

なお、委員長の命令に従わないときは、石岡市議会委員会傍聴規則第11条の規定により、退場を命じますので、あらかじめご承知おきください。

これより議事に入ります。

初めに、証人尋問についてでございます。前回の委員会で決定しましたとおり、地方自治法第100条第1項に基づき〇〇〇〇氏の出席を求めていますので、ここで〇〇〇〇証人に入室していただきます。

〔証人入室〕

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことができませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が証人又は証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、または、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外は証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由なく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処されることとなっております。

以上のことをご承知おきいただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員ご起立願います。

〔全員起立〕

○委員長（山本 進君） 宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（〇〇〇〇君） 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成30年10月31日。証人・〇〇〇〇。

○委員長（山本 進君） ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、証人は宣誓書に署名・捺印をお願いいたします。

[署名・捺印]

[傍聴席で発言する者あり]

○委員長（山本 進君） 傍聴人に申し上げます。私語をお慎みください。

証人に申し上げます。これより証言を求めることとなりますが、証言を求められた範囲を超えないこと、また、ご発言の際は、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問しているときは着席のまま結構でございますが、お答えの際は起立をして発言願います。

次に、各委員に申し上げます。委員の発言は、証人の人権に配慮されるようお願いいたします。また、不規則発言等、議事進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。

それでは、これより〇〇〇〇証人から証言を求めます。最初に、委員長より所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言を願うこととなります。

[「委員長、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本 進君） 尋問を続けますので、尋問に対して証言をお願いいたします。

初めに、人定尋問を行います。まず、あなたは〇〇〇〇氏ですか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 〇〇〇〇です。

○委員長（山本 進君） 続きまして、住所、生年月日及び年齢については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおり間違いはございませんか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） はい、間違いありません。

○委員長（山本 進君） それでは、最初に委員長から共通事項をお聞きいたします。

[「委員長、いいですか。質問していいですか」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本 進君） 私のほうから証言を求められたことにのみ証言をお願いしたいと思います。

先日、証人より証言訂正の申し出がなされましたが、訂正内容について、改めて証言をお願いいたします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） その前に、ちょっと時間をもらっていいですか。

○委員長（山本 進君） 証人にはこちらから尋問いたしますので、尋問された内容についての証言をお願いしたいと思います。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 訂正書というのは、この間出したものですよ。

○委員長（山本 進君） 宣誓書は30年10月31日、本日付でいただきました。ああ、訂正書のことでですか。ちょっと聞き取れませんか。

[「もう一度お願いします」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本 進君） 先日、証人より証言訂正の申し出がなされましたが、訂正内容について、改めて証言をお願いいたします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 訂正書に書かれたとおりでございます。

○委員長（山本 進君） 訂正したい発言ということで、平成30年10月19日の会議における私の発言について、下記のとおり訂正を申し出ます。訂正したい発言。石橋議員の質問に対し、数分のところと証言したところを最後まで同席していたに訂正ということで、発言訂正申出書を受理しております。これに間違いございませんか。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 間違いありません。

○委員長（山本 進君） 委員長からの共通事項尋問については、以上とさせていただきます。

〔「委員長、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） 続けます。次に、各委員からの補足尋問をお願いいたします。委員におかれましては、証言を求める事項の範囲を超えないことや、時間等に留意願います。

石橋委員。

○委員（石橋保卓君） それでは、私の質問に対しての訂正ということですので、まず私のほうからお伺いいたします。今回訂正申し出があったわけですが、その訂正の理由というのは、どういった理由で訂正をされるのかお伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 事実と違ったことを忘れていましたので、訂正をしたということです。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） それでは、前回の証言の中で、職員が来訪してから数分で帰ったというお話だったと思います。職員が。○○○○証人はたびたび高野議員宅のほうに遊びに行っていたということで、そういうふうな。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） 傍聴人をお願いします。静粛に願います。

○委員（石橋保卓君） 職員が来訪するということは、かなり印象強いことかと思うんですね。日付を間違ったのか、それともどういった勘違いがあったかわかりませんが、証人が高野議員宅に遊びに行ったときに、この日、11月29日でしたっけ。その日以外に職員が来訪されたとか、職員がいたとか、そういう記憶はございますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） ございません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 改めてお伺いしますけれども、職員とそこで会ったというのは、その日1回だけ

ということよろしいですか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 先ほどありませんという断言をなさいましたけども、今回は覚えていませんというお話ですけど、どちらが正しい証言なのか、改めてお伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） わかりました。それでは、11月29日、数分で帰ったという部分を最後までいたと、同席していたということでの訂正ということですので、その点について改めてお伺いするわけですけども、では、証人は平成29年11月29日、何時から何時ぐらいまでそこへ滞在していたのかお伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） それでは、証人は職員が帰るまで同席していたのかどうかお伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） はい、そうです。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） すると、改めてお伺いしますけれども、じゃあ、職員が帰った時間というのは覚えておられますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） それでは、ご自分がお帰りになった時間を改めてお伺いしますが、覚えていらっしゃるでしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） その同席した際に、証人は市の職員に対して何かお話をされた記憶はございますでしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） その際、高野議員は市の職員に対してどのようなことをおっしゃっていたか覚えていらっしゃいますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 話し合いの間、市の職員の態度といたしますか、姿勢はどのようであったか覚えていらっしゃいますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） そのときの時間、約4時間ということで証言をいただいているんですけども、その4時間の間の状況というのは、何か特別感じた部分、証人のほうでありますでしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 私のほうからは以上です。

○委員長（山本 進君） ほかに質問ございませんか。

関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 副委員長の関口でございます。証人にお聞きしたいことが2点ほどありますので、よろしくお願いたします。

東府中區で配布された平成29年12月21日付の都市建設部長名の業務報告書なる文書について自分が配布したと証言いたしました、その配布文書、どこで入手したのかをお聞きしたいんですが、よろしくお答え願います。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） よく覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） それでは、配布を依頼されたということでしたが、誰から依頼されたのか覚えておりますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 配布したわけですから、誰かから受け取ったのか、それともどこかに置いてあって、これを配布してくれと頼まれたのか、いろいろあると思いますが、依頼されたというのは覚

えていないんでしょうけど、その文書がどこにあったのか覚えておりますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） よく覚えておりません。

○委員長（山本 進君） ほかにご質問ございませんか。

村上委員。

○委員（村上泰道君） よろしくお願ひいたします。今回、発言の訂正ということでございました。数分のところを最後までということでの発言訂正でございましたが、ほかに思い出されたことはございますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） ございません。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） では、前回ご発言いただきました、何かわからないが配布したという行為を行ったということですが、その日付はいつであったでしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） その配布した行為は11月29日、最後まで職員の方と同席した日付の前であったのか、後ろであったのか、このあたりはいかがでしょう。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 記憶にありません。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） それでは、配付したものの形状はどういうものであったでしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） それは紙であったのか、例えば金属であったのか、丸い形であったのか、四角だったのか。形状というのは形、状態ということですので、どういうものをお配りになられたのかお願いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 四角い紙だと思います。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） それでは、配布ということでございました。紙ですので、配布した枚数はどのぐらいであったのでしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（〇〇〇〇君） 覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） それは二、三人の方に手渡しで配布されたのか、例えばポスティング用の配布であったのか、それはどちらでしょうか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 記憶にありません。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） それでは、前回配布したということでありましたので、その配布した行為は自宅近辺だったのか、配布した場所ですね。それはどういったエリアに配布されたのでしょうか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） 自分が行われた行為でございます。自宅近辺だったのか、市内全域だったのか、配布というのは、例えば駅前で配布したのか、スーパーで配布したのか、そのあたりの行為についてお答えいただきたいと思います。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 記憶にありません。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） 配布した時間はどれぐらいだったかお答えできますでしょうか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） それは朝から晩まで配布したということでしょうか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 記憶にありません。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） それでは、前回自分のほかにも配布された方がいらっしゃるということでしたけれども、その方へはどなたが配布の依頼をされたのでしょうか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 記憶にありません。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） 配布したものの、前回一緒に配布されたということでご証言いただきましたが、その方が配布していたものの中身というのは確認されましたでしょうか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） わかりません。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） それでは、なぜ同じものが配布されたというふうに認識されたのでしょうか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 記憶にありません。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） それでは、前回の発言、文書があったので配布したということですが、文書が置いてあった場所はどちらですか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 記憶にありません。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） それでは、文書がどこにあったのか思い出せないということでもありますけれども、そこには証人以外の方も一緒にいて配布をされたのか、自分が配布したという行為は覚えていらっしゃるわけですので、配布した状況をお答えいただきたいと思います。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） それでは、本当に配布されたんですか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） 前回と発言が異なってしまいますけれども、それでよろしいでしょうか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） よろしいです。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） 証人のお名前が記載された文書が市内に配布されたんですけれども、それに対して証人はどのように思われますでしょうか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） わかりません。

○委員長（山本 進君） 村上委員。

○委員（村上泰道君） 最初にもお尋ねしましたが、思い出したことや訂正されたいことは以上でよろしいでしょうか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） よろしいです。

○委員長（山本 進君） ほかに質問はございませんか。

石橋委員。

○委員（石橋保卓君） すいません。先ほど再確認するのを忘れていた部分がありましたので、改めてお伺いします。

証人にお伺いしますけども、前回の証言の中で、私の質問、短時間ということで、職員が来訪してから数分で帰ったというところで、職員の姿勢というか、その部分をお伺いしたときに、証人のほうから、私が見た限りではということでも明確に明言をされているわけです。「来たばかりなので、まさか人のうちへ行ってすぐにあぐらをかき人はいないと思います」という証言を前回いただいているわけですが、今回、数分ではなく最後まで同席したということですので、先ほどそのときの職員の姿勢なり表情なりをお伺いしたんですけども、そのときの、改めてお伺いしますけども、職員の姿勢というか、表情というのはどういったものだったのかお伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 最初は正座で、そのあとはあぐらをかいておりました。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 正座からあぐらへという、その時間的な部分については何時ぐらい、どのぐらいの時間が経過してからあぐらをかいたのかお伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） そのところは覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） わかりました。それでは、若干別な観点からお伺いするんですけども、平成29年7月に出し山地区青年会が結成されて、出し山農村公園の草刈りをやりたいということで要望書を出されたんですよね。その時点では、石岡市としてはシルバー人材センターへ草刈りを委託しておりました。本来であれば、その年度、当初の契約という部分では、お互いに発注したほうと仕事を受けたほう、信義に基づいて1年間契約期間を全うするというのが根本的な原則だと思うんですけども、そのところ、草刈りをやらせてくれということで要望書を出したわけです。1年後、平成30年度まで待たずに。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） 議事を妨げますので、退場を命じます。傍聴人に退場を命じます。退場を命じます。

○委員（石橋保卓君） 平成30年度まで待たずに草刈りを急いだ理由というのは、何か特別な理由がおありなのかお伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（〇〇〇〇君） 覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） それでは、私から最後の質問になりますけども、現在、平成30年度も草刈りのほうを継続しているということによろしいですか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） わかりません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） そういうお答えですと、何とも言いようがないんですけども、現在は出し山地区青年会で出し山農村。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） 私語を慎んでください。静粛をお願いします。

○委員（石橋保卓君） 現在、平成30年度も草刈り業務は受託をしているということによろしいですか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） ちょっとわかりません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） わからないというのは、ちょっと何とも言いようがないんですけども、では、29年、昨年7月から草刈りは間違いなくやっていたということだと思んですけど、それに間違いはないでしょうか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） ちょっとわかりません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 草刈り……。証人は出し山地区青年会の会長であることは間違いありませんよね。お伺いいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） はい、そうです。しかし不適切文書に関係ないのではないのでしょうか。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） その不適切文書を作成するに至った経緯の中で、この部分、一番重要になってくると私は考えていますので、お伺いしております。実際、では今、農村公園の草刈りはどなたがやっていたらっしゃるのか。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） もう一度お願いします。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 現在も、今年度も農村公園の草刈りが行われているようですが、じゃあ、どなたが草刈りをなされているのかお伺いいたします。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 市でやっているんじゃないでしょうか。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） そうしますと、出し山地区青年会の会長である証人が、出し山地区青年会で草刈りをやっているかどうかわからないということですね。それでよろしいですか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 青年会ではやっておりません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） わかりました。それでは、29年度は青年会でやっておられたのかどうかお伺いいたします。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） 私語を慎むようお願いします。委員長の命令に従わないときには、あらかじめ申し上げましたように退場を命じますので、退場願います。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 去年の草刈りの件でよろしいのでしょうか。それは市と締結して、私はやりました。以上です。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） わかりました。そのときに報酬を受けて草刈りを受託したということでありませうけれども、その後何もなかったからよろしいのかなと思うんですけどもね。市から委託を受けている間、不慮の事故が発生した場合に備えてどういった対応がとられていたのかお伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 安全に気をつけてということでやっておりました。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） そうすると、仮に事故が発生した場合は、青年会の皆さん方、自分持ちでの治療といいますか、そういうふうな対応しか考えていなかったということでもよろしいですか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） そこまでは考えておりませんでした。

○委員長（山本 進君） ほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、以上で〇〇〇〇証人に対する尋問は終了しました。〇〇〇〇証人におかれましては、長時間ありがとうございました。退室していただいて結構でございます。

〔証人退室〕

○委員長（山本 進君） 次に、その他の件で何か発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、ここで次回委員会の開催日時について改めて申し上げます。先日の委員会で決定しましたとおり、今回は11月5日、午前10時より〇〇〇〇議員の証人尋問を予定しておりますので、よろしくご承知おき願います。

以上で、本日の調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時36分閉会

石岡市議会委員会条例第60条の規定により署名する。

委員長 山本 進